2024年11月12日(火)第21回『税・財政ゼミナール』が参加15名で開講されました。

1989 年 4 月バブルの絶頂期に導入された消費税。税率は導入当時の 3%から 10%にまで引き上げられました。逆進性や「転嫁」、景気への悪影響などの問題は残されたままです。

消費税導入の大きな理由としてあげられていた「直間比率の見直し」。当初の予定通り、法人税は引下げが続きましたが、今や世界的な法人税の引下げ競争もグローバルミニマム課税の導入などにより終わりを迎えつつあります。

この消費税、欧州などでは「付加価値税」と呼ばれています。日本の税制において「付加価値」と言えば、外形標準課税における「付加価値割」です。ともに、「付加価値」を課税標準とはしていますが、一方は間接税、もう一方は直接税です。もし「消費税」が直接税なのであれば、消費税の問題点の多くは「解消」されてしまうかもしれません。

学問的には、「多段階非累積型一般消費税」と呼ばれるこの税金。今一度、原点に立ち戻って検証し、議論を行いました。

第22回『税・財政ゼミナール』の日程は以下の通りです。

テーマ:『年収の壁?あるべき社会保障制度』

所得税における「103万円の壁」問題より深刻な社会保険における「106・130万円の壁」が 話題になっています。

年金を物価や賃金の伸びより低く抑える「マクロ経済スライド」による年金の実質切下げ、 高齢者の医療費窓口負担割合の引上げ、訪問介護の基本報酬の削減など、社会保障に係る費用 を抑える政策がばかりが目立ちます。その一方で、年金積立金は、約 290 兆円、給付の約 5 年 分にもなっています。また、保険料は、所得税のような累進性を持たず一定の料率となってお り、さらに保険料をかけられる収入に上限が設けられています。政府は「100 年安心」と言い ますが、社会保障に関する不安は増すばかりです。

憲法が保障する「すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を送る権利」を守るため、 今後の社会保障制度はどうあるべきか、皆さんとともに考えてみたいと思います。

日時:2025年6月10日(火) 14:00~17:00

※コロナ等の状況により変更となる場合がございます

会場:東京都新宿区四谷三栄町4番10号 税研ビル1階

応募:5月26日(月)までに下記の連絡先へお電話をください

氏名・連絡先を担当者へお伝えください TEL 03-3359-4731 (担当者:荒川)

※テーマ等最新の情報は当ホームページ上でご確認下さい。

※税や財政に関して少しでも興味のある方、税や財政について知りたいと思われている方は、是非ご連絡をお願いいたします。